

承認第1号

専決処分を報告し、承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年3月3日提出

中間市長 松下 俊男

専 決 処 分 書

中間市が管理する道路において発生した事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成27年1月6日

中間市長 松下俊男



記

1 相手方

[Redacted]

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

平成26年4月25日(金)午前11時半頃

(2) 事故の発生場所

[Redacted]

(3) 事故の状況

相手方が、中間市が管理する中間市道御館・通谷線を徒歩で通行していたところ、歩道端にある水抜き穴に落ち、膝及び顔を強打した上、眼鏡を破損し、及び右足を骨折した。

3 損害賠償の額

252,580円

4 和解の趣旨

(1) 市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償責務として252,580円の支払義務があることを認める。

(2) 市は、相手方に対し、前号の損害賠償の額を相手方が指定する口座に支払うものとする。

(3) 市と相手方とは、本件事故に関して双方とも裁判上又は裁判外において一切の異議申立てをしない。